

平成30年度 第3回港区子ども・子育て会議 議事要旨			
年月日	平成30年10月22日(月)	資料	<b>【配布資料】</b> 資料1 教育・保育施設等の新規開設にかかる意見聴取について 資料2 港区子ども・子育て支援ニーズ調査についての意見一覧 資料2-2 港区子ども・子育て支援ニーズ調査票【就学前児童】(案) 資料2-3 港区子ども・子育て支援ニーズ調査票【小学校1・2年生】(案) 資料3 平成29年度港区子ども・子育て支援事業の進捗状況についての意見一覧 資料4 平成29年度港区子ども・子育て会議答申に対する区の対応についての意見一覧 机上配布資料1 港区子ども・子育て会議委員名簿 机上配布資料2-1 港区子ども・子育て支援ニーズ調査回答のための参考資料～就学前児童の保護者用～ 机上配布資料2-2 港区子ども・子育て支援ニーズ調査回答のための参考資料～小学校1・2年生の保護者用～ 机上配布資料3 第3回港区子ども・子育て会議審議事項についての意見用紙 机上資料 港区子ども・子育て支援事業計画
時間	18:31～19:55		
場所	みなと保健所8階大会議室		
次第	1 議事 (1) 教育・保育施設等の新規開設にかかる意見聴取について (2) 港区子ども・子育て支援ニーズ調査について (3) 平成29年度港区子ども・子育て支援事業の進捗状況について (4) 平成29年度港区子ども・子育て会議答申に対する区の対応について 2 その他		
出席者			
会長	國學院大學人間開発学部	教授	神長 美津子
副会長	共立女子大学家政学部	教授	白川 佳子
委員	公募区民		柳田 ゆう花
	公募区民		清水 真知子

	公募区民		村上 久仁子
	港区私立幼稚園連合会	みなと幼稚園園長	北條 泰雅
	港区私立保育園長会	みつばち保育園長	東 美智枝
	港区立高輪子ども中高生プラザ		網中 建志
	東京都児童相談センター相談援助課	課長代理	神村 育男
	港区私立幼稚園PTA連合会	会長	藤田 裕子
	港区立小学校PTA連合会		綿谷 和宏
	港区民生委員・児童委員協議会	芝浦港南地区会長	藤田 純子
	港区青少年委員会		福原 恵美
事務局	子ども家庭支援部長（兼務 麻布地区総合支所長）		有賀 謙二
	教育委員会事務局教育推進部長		新宮 弘章
	子ども家庭課長		佐藤 博史
	保育・児童施設計画担当課長		西川 杉菜
	保育課長		山越 恒慶
	子ども家庭支援センター所長		中島 由美子
	教育長室長		中島 博子
	教育企画担当課長		藤原 仙昌
	学務課長		山本 隆司
	教育指導課長		松田 芳明
	教育指導課幼児教育担当専門官		藤井 未知江
	健康推進課長		近藤 裕子
	土木課長		佐藤 雅紀
	人権・男女平等参画担当課長		江村 信行
赤坂地区総合支所区民課長		阿部 徹也	

【開会】

**神長会長）** 平成30年度の第3回港区子ども・子育て会議を開会いたします。

本日の議事は4件あります。

終了時刻は午後の8時を予定しています。小さなお子さんを預けて参加されている委員の方もいらっしゃいますので、時間どおりに終了できるよう、ご協力をお願いしたいと思います。

それでは、本日の出席状況、資料確認を事務局からお願いいたします。

**子ども家庭課長）** 初めに委員の変更をお知らせいたします。東京都児童相談センターの白田有香里委員ですが、人事異動により退任することになりました。後任として、同じ東京都児童相談センター相談援助課課長代理の神村育男様になります。10月1日付で港区子ども・子育て委員に委嘱をさせていただきました。まだ到着されていませんが、後ほどお見えになります。

資料の確認です。机上配布資料1として委員名簿をお配りしておりますので、こちらをあわせてご確認いただきたいと思います。

次に、本日の欠席者をご連絡いたします。澁谷副会長と郡司委員から欠席の連絡をいただいております。定足数である過半数は確認できておりますので、会としては成立いたしております。

次に、本日お配りしている資料の確認をいたします。事前送付資料としまして、資料1が教育・保育施設等の新規開設に係る意見聴取です。資料2 子ども・子育て支援ニーズ調査についての意見一覧を付したものの、資料2-2 港区子ども・子育て支援ニーズ調査、資料2-3 小学校1、2年生保護者用ニーズ調査、資料3 平成29年度子ども・子育て支援事業の進捗状況についての意見一覧、資料4 答申に対する区の対応についてとなります。本日お持ちでない方がいらっしゃいましたら事務局のほうからお届けいたします。また、本日席上配付として、机上配布資料1、委員名簿、机上配布資料2-1 ニーズ調査回答のための参考資料、2-2 回答のための参考資料 小学校1・2年生保護者用となります。最後に、第4回港区子ども・子育て会議日程が決まりましたので、開催通知を置いております。以上になります。

**神長会長）** ありがとうございます。

神村委員がいらっしゃったら、一言ご挨拶ということでお願いしたいと思っております。それでは、議事に入る前に時間配分を確認していきたいと思っております。議事(1)は約15分程度、(2)は、皆さんからのご意見も寄せられておりますので30分、(3)と(4)

は、まとめて事務局から説明を受けて30分程度の時間配分にしていきたいと思っております。事前に資料が配付されているものの説明は簡潔にお願いし、限られた時間ではあります。皆様からの意見を多くお伺いしたいと思っておりますので、ご協力をお願いいたします。

## 1 議事 (1) 教育・保育施設等の新規開設にかかる意見聴取について

**神長会長)** それでは、議事に移ります。(1)番の「教育・保育施設等の新規開設にかかる意見聴取について」です。事務局から説明をお願いいたします。

**保育・児童施設計画担当課長)** それでは、お手元の資料1で説明をさせていただきます。

港区の子ども・子育て会議条例第3条第2項に基づき、新規開設予定の私立認可保育園の利用定員の設定につきまして意見の聴取を行います。今回お諮りします保育園は、資料の1ページの1番から7番で、全て平成31年4月1日に開設する保育園でございます。1ページの下半分に点線で囲んだ四角囲みがございまして、子ども・子育て支援法では、新規の特定教育・保育施設、認可保育所等については、区市町村が利用定員を設定するに当たり、あらかじめ子ども・子育て会議の意見聴取を行わなければならないとされています。その趣旨で本日お諮りしているものでございます。

2ページ以降から1園ずつお示しをさせていただきます。

まず1園目が、名称は仮称でございますけれども、小鳩ナーサリースクール浜離宮でございます。場所は浜松町一丁目3、4、5番ということになってはいますが、こちらは今の住居表示になってはいて、今後住所を改めて確定した際には1つの番地になる予定でございます。認可定員は、開設当初は0、1、2歳で、計20人、最終的には学齢進行に応じまして1年ずつ開設をしていき、41人の保育園になる予定でございます。

なお、右側は案内図になっています。園庭がございませんので、代替園庭である旧芝離宮恩賜庭園の児童公園が園庭ということになります。

4ページの2番目、仮称ふたばクラブ東麻布保育園でございます。場所は東麻布一丁目5番で、認可定員は0から3歳で39人、学齢進行で開設いき、最終的には59人の保育園になる予定です。飯倉公園が代替の園庭になります。

6ページ、仮称えほんのもり白金台保育園です。場所は白金台二丁目11番でございます。定員は、0歳から3歳、21人を平成31年4月に開きまして、4歳、5歳と上がっていき、最終的には35人になる予定です。こちらの園庭は白金児童遊園となります。

8ページ、仮称さくらさくらみらい高輪、保育園とはついていませんが、これが保育園の

名称です。高輪二丁目6番が所在地となります。認可定員は、0歳から3歳まで、48人を平成31年4月に開き、4歳、5歳、学齢に応じて開いていって、最終的に84人の保育園になります。9ページになりますが、代替園庭は高輪台の遊び場になります。

10ページ、仮称マリー保育園白金高輪です。場所は白金三丁目2番3号です。認可定員は、0歳は開かず、1歳から3歳で計28人、こちらを平成31年4月に開きます。4歳、5歳と翌年、翌年と開いていき、最終的に50人の保育園になります。代替園庭は白金公園ということで、11ページにお示ししております。

12ページ、仮称ゆらりんはあと保育園です。港南一丁目8番になります。認可定員は、0歳から4歳までで計40人、翌年の32年の4月に10人を開きまして、計50人となります。代替園庭は、13ページにお示ししている港南公園となります。

最後、14ページ、仮称ゆらりん港南緑水保育園でございます。港南四丁目7番37号となっておりますが、港南緑水公園の中に設置ということですので、公園の番地と同じになっています。認可定員は、0歳から3歳で、61名を31年の4月に開き、4歳、5歳と開いていって、最終的に101人の保育園になります。園庭は、港南緑水公園を使うということになります。簡単ではございますが、説明は以上になります。

**神長会長)** ありがとうございます。それでは、ただいまの説明につきましてご意見やご質問はありますでしょうか。

**委員)** 港区は、いろいろ課題が山積し、保育園に入れぬお子さんをなくそうということでご苦労されているということで、一定の理解はしております。ただ、既に2度にわたって区長の諮問にお答えして答申をしているわけでございますが、その中で2回とも株式会社立の保育園について園庭の設置を原則とするということがうたわれているわけであり、また、区の答えは、既に認可したところについては、園庭を設けるといっても、実際問題としては無理だということで、今後新たに認可するに当たってはしっかりと園庭を設けるように指導していくというお答えであったはずですが、それならば今回のこの7件全て株式会社、全て園庭がない、こういうことを新たになさるといことは、2回の答申に全く沿っていないと言わざるを得ません。大変な中でいろいろご努力をいただいていることは重々にわかった上で、前回は特に子どもの最善の利益とか子育ての第一義的責任は保護者にあるとか、子育ての支援というのは子どものためであって、親のためではないと。そういうこともしっかりとうたっていただいた上で、この内容というのはどういうことなのかと言わざるを得ないと思います。7件のうち5件が住所の表示は何号が抜けております。これは建設中ということで、まだできていないということでしょうか。それから、この(1)

ですが、事業所の住所は普通の住居マンションの一室だと思うのです。こういう事業所を信頼してお子さんを預けていいものなのかと大変疑問に思います。それから、「保育室等」のところ、「4・5歳児室」、これは将来のことでありましょうけれども、年齢別保育室になっていない。これはどういうことなのか。それから、園庭がなく、公園を代替するわけですが、園から直線ですよ、500メートルと。図で見ますと、近くにイタリア公園がありますが、それよりもずっと遠く離れたところで、何でここを選ぶのか。500メートルは、これは毎日子どもたちが外遊びをする距離としては不適切です。決して近隣とは言えないです。かつて港区の保育園で外遊びをどのくらいやっているのかといたら、30分に満たないというお答えがありましたが、これでは30分に満たないところではないです。毎日行けないです。それから、「食事の提供方法」、「直営」ということは、ここで調理するという理解でよろしいのかどうか。

(2)は、「4・5歳児室」ということで年齢別保育室がない。代替園庭も芝公園のほうがはるかに近いと思うが、何でここを選択するのか。桜田通りという大きな通りがありますから、そこを渡るのはどうも不相当だということならば、わからないわけでもない。350メートルを近いなんて言えないです。

(3)は、今度は3歳から5歳までが一部屋ということで、どういうことですか。代替園庭まで180メートル、これはまあまあ我慢できる距離だと思います。

(4)は、代替園庭まで550メートルで、とんでもない。株式会社ブロッサムは中央区役所のところでしょうか。中央区とどういう関係があるのでしょうか。

(6)は、3、4歳児の年齢別保育室がない。代替園庭までは450メートル、これは断じて近いとは言えない。こんなところへ毎日外遊びができるわけがない。

(7)は、緑水公園の中ですからここは割と環境的には恵まれていて、ここの子は比較的幸せだなというふうに思います。

以上、疑問に思いますところにお答えいただきたいと思います。

**神長会長)** ありがとうございます。これに関してお答えいただけますでしょうか。

**保育・児童施設計画担当課長)** まず1点目、園庭に関してですけれども、園庭を確保することにつきましては環境を充実させるということで、区として当然望ましいと考えています。ただ、一方で、都心部である港区において園庭の確保というのは非常に困難な状況でございまして、そのための工夫ということで、例えば区立保育園の園庭を開放したり、プール遊びの場所の提供を行うなどで対応してございます。また、新たに建てる、例えば元麻布保育園は園庭を整備した保育園ということで、可能な限り園庭は確保していく形で

対応しているところでございます。新規開設予定事業者に対しても、園庭の設置はお願いすることしかできないのですが、働きかけを行っているところでございます。

続きまして、2ページの地番ですが、そのエリアは大きいマンションでして、3番、4番、5番というエリア一つを一つのマンションとして整備しております。今は3つの番地ということになっていますが、最終的には一つの住所になると聞いています。ほかのところにも共通しますが、現在整備している最中ですので住所の確定がまだ終わっていないところもでございます。最終的には場所が確定されるようにしてまいります。

それから、4歳、5歳児の保育室が分かれていないというご指摘です。こちらについては、現状はこのように書いていますが、4歳と5歳それぞれ必要な面積がございますので、きちんと仕切って対応してございます。便宜上一緒に書いている状況でございます。

**委員)** それはおかしいです。きちんとあるならそのように書かないとだめですよ。

**保育・児童施設計画担当課長)** そういう意味では、可動の間仕切りということになっているので、今は一緒に使っているということでございます。

それから、園庭につきましては、認可については園庭をおおむね5分か、6分のところに設けなければいけないということで設定をいたします。ただ、毎日ここに絶対行かなければいけないということではなく、近隣の園庭になるような公園に行って保育をすることも当然運営の中でやっておりますので、そういった中で工夫をして外遊びの時間をつくっていきたくと考えております。

食事の提供方法ですが、直営ということで、こちらはどの保育園も調理室を設けまして、自園で調理をするということになっています。

(株)ブロッサムですが、中央区との関係は、わかりません。以上でございます。

**神長会長)** ありがとうございます。ただいまのご説明で何かございますでしょうか。

**委員)** 代替園庭についてです。公立保育園、私立認可保育園、認証保育園、港区の中でかなりの数がふえている状況の中で、以前にも地域の親子が公園で遊べないという苦情が港区に入っていると伺ったことがあります。また、現実的に公園が足りない。目的地の公園に行ってもたくさんよその保育園が来ているので移動して、また次の公園もたくさんいるので子どもたちの安全が確保できないのでそこでは遊べないという現状がある中で、この7つの新規園が代替園庭というのはどうしたことなのかと考えます。港区の開発計画の中で公園整備がどれだけ進んでいるのか。園庭はないけれども、公園はかなり増やしているという状況があるならまだしも、子どもの成長、発達に欠かせない外遊びの保証ができていないところは危惧するところです。

**神長会長)** ありがとうございます。

**委員)** これまで認可されてきた中で代替園庭が遠いところで、現状では別のところも使いながらというお話がありましたけれども、そうしたデータは見せていただけるものでしょうか。そもそもデータをとっているのでしょうか。例えばこの園は何歳児がどのぐらいの移動をして、どこで何分間遊んでいるというようなものを保育園の方に書いていただくのも大変と思いますが、これで認可をして、恐らく現状は大変だろうということがわかっている中で、その後どうなったかというものを少し見せていただくと、例えば代替園庭は550メートル離れているけれども、実際はこういった区の施設を借りて、外遊びではないけれども身体を動かすことができているというようなものがあればまだ理解ができます。認可しっぱなしのようなことになっていて、土地は増えないわけですので、実際にもう混んでいるだろう飯倉公園にまた80人来るのかと私はやっぱり思ってしまうのですが、実際は違うということであれば、何か理解ができるようなデータをとるなりしていただきたい。あとは保育園の方々が行ってみてだめだったということのないような、マッチングのようなものを開発するであるとか、子どもたちが外遊びについて園庭が少なくとも可能なんだという状況をつくる努力をされてみてもいいのかなと思います。本当に日中の公園で遊ぶのは非常に難しい状況があると思いますので、園は必要ですけれども、園庭に関して何か動いているんだというデータを見せたいという思いが強くございます。

**神長会長)** 貴重なご意見をありがとうございます。そういったデータというか、数値だけではなくても、認可された後、開所された後そういう経過を追うというのはあるのでしょうか。

**保育課長)** 外遊びの状況は、今年の11月に一度現状について調査をさせていただいております。なかなか毎週、毎週という形では調査をできないので、改めて実態把握という形で調査をさせていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

**委員)** 550メートルを5、6分では絶対歩けないですよ。大人が相当なスピードで歩いたって1分100メートルです。子どもでは絶対に歩けません。こういうのを、認可しではだめです。昔から社会福祉法人が運営している立派な私立保育園がありますが、その場合、代替園庭は保育園にぴったり隣接している公園になっています。

**神長会長)** ありがとうございます。

**委員)** 開園時間と食事について質問がございまして。今回審議している保育園は、最長で朝の7時15分から20時15分など、大体13時間子どもがいられる保育園のようですが、そういう保育園での食事について、17時以降残る子どもたちに補食が提供されるか

など、食環境がどの程度整っているのか教えていただきたい。何度かこの会議でも出ましたが、子どもたちがこのような家とは雰囲気が異なる空間に13時間滞在することが子どもの育ちにとってよいのかどうかということ、この事業者様たちの保育の考えなども考慮して改めて考える必要があるのかなと思いました。

**保育課長)** 補食と夕食の提供についてですが、7時15分から18時15分、こちらが一般的な開所時間になり、そこを超えると延長保育になります。現状では、19時15分までの延長保育が必要な方には補食の提供をさせていただき、19時15分を超えて20時15分までの延長保育が必要な方には夕食を提供させていただくことになっています。

**神長会長)** 開所の時間ですと必ずしも13時間は滞在しないですが、最大13時間滞在する子どもがいるということだと思います。先ほど園庭のことや開所の時間のことは、これまで実施の状況について要望のような形でまとめた意見では何度か出てきているかと思っています。いわゆるこの計画そのものが待機児童の解消という形で当初立てられたものを、定員についてどうかという形で、今回このような形で提案されていると思います。追いかけてこのようですが、この後出てきますニーズ調査をしながら、また新たな計画を立てるときには根本的なところで議論していかないと、今ここにありますこの園についてどうかということでも、待機児童を解消する方向で検討されてきて、何度か意見書としてまとめてきているので、やはりそれは声を大にして言っていかななくてはいけない。最近の研究の中には園庭があることによって子どもたちの発達、運動的な能力や友達関係や、そういうものがどう広がっていくかという形をデータで示している研究も出てきております。そういったことも含めて、この次の計画を立てるときには、量と質の問題で、やはり量は担保していかないと、働きたい方々に開かなきゃならない部分というのは福祉ですのかと思いますが、同時に質の担保で、先ほどとてもいい提案をしてくださったが、園庭の代替の公園を少しでも使える状況に改善するとか、質の担保は子どもの発達にすごく影響してきますので、そういった議論も含めて次の計画では議論できるような場ができるとういと思っています。

**委員)** 恐らくここに出ている民間企業の人たちは、例えば子どもの教育を考えてというウエートよりも、何か儲かりそうという人たちもいるかもしれないので、ちょっとハードルを上げて、例えば区から園庭でちゃんと遊ばせているのかとか保育内容についてのプレッシャーをいっぱい与える。おそらく昔の保育園や幼稚園を認可するときはかなりハードルが高く、幼稚園をやっても全然儲からないとか大変な部分があったと思います。今はニーズに応えなくてはいけないというところでハードルを低くするのもいいが、いざ認可を

与えて運営を始めてから厳しい監査をしてみると、業者側としてはこの認可を取り消されると困るということで色々考えるのではないかなと思います。

**神長会長）** 幼児教育を行う施設として保育園も機能していくという、今回改定がそういう形で動いておりますけれども、やはり教育を行うということは子どもたちの将来を背負うということですので、将来心と体の発達をしっかり担っていくためには、それなりの覚悟といいますか、園庭も必要ですし、いろいろな経験をする機会を確保していくことは大事ですので、常に言い続けながら、港区はハードルが高い、そういう中でもぜひやっていきたいという方々に開いてもらいたいと思っております。

ちょうど神村委員が駆けつけてくださったところなので、一言ご挨拶だけお願いいたします。

**委員）** 東京都児童相談センターの神村と申します。前任者が異動になりましたので私が、今後、参加させていただきますので、お願いいたします。港区を担当しているので、ここでの色々な議論を職務のほうに反映したり、日ごろ感じていることをこの場で何かお力になれるものがあればご意見させていただければと思いますので、よろしく申し上げます。

## 1 議事 (2) 港区子ども・子育て支援ニーズ調査について

**神長会長）** それでは、次の議事の(2)「港区子ども・子育て支援ニーズ調査について」の議事に入りたいと思います。前回の会議では調査項目について審議を行いました。本日調査票の案が示されております。では、資料の説明をお願いしたいと思います。

**子ども家庭課長）** 資料2、資料2-2、資料2-3並びに本日机上配布資料2-1と2-2を使ってご説明をいたします。「港区子ども・子育て支援ニーズ調査についての意見一覧」、資料2でございます。こちらはたくさんのご意見を頂戴しました。「基本属性」ですけども、「住まいの状況」並びに「年収について」、こちらはご意見を踏まえて選択肢の修正しております。さらに、保護者の方に生まれつきの育てやすさ、にくさのご意見を頂戴しました。こちらは、月数、何月生まれということで対象者が限定的なことということがあることからなかなか調査項目とするのは難しかったのですが、育児休業明け入所予約制度を導入するなど、丁寧な対応を進めるということとしたいと思っております。続きまして、④番の「平日の定期的な教育・保育事業の利用状況」になります。表現についてのご意見につきましては修正しております。また、無償化の説明は机上配布資料の2-1のリーフレットのほうで説明を行います。

⑤番の「地域の子育て支援事業の利用状況」並びに⑥番の「土曜・休日や夜間、長期休

暇中の定期的な教育・保育事業の利用希望」になります。設問を残しておくべきというご指摘がありました。こちらは、もともと宛名のお子様についての調査であって、きょうだいの回答は含まないことから、こちらは就学前児童のみという形で対応したいと思っています。

続きまして、項目⑧番です。「不定期な教育・保育事業／宿泊を伴う一時預かり等」ということで、設問につきましてはご意見を踏まえ調査を実施いたします。

⑨番が「小学校就学後の放課後の過ごし方」ということで、表現がわかりづらいということでした。ご意見を踏まえた選択肢に修正しています。

また、国立小学校を希望する方が非常に多いが、実際に入学できるのは少ないということで、正確な情報を得られない可能性があるというご意見を頂戴しました。就学児童調査で正確な状況が把握できればと考えております。

「小学校就学後の放課後の過ごし方」で、こちらは選択肢のご質問、ご意見です。ご意見を踏まえまして、放課後どのように過ごさせたいのか、選択肢を追加しております。

続きまして、自由意見欄、自由記入欄のご提案、さらに放課後の居場所について、学童クラブも学校の種類別に分けたほうがいかどうかの設問の追加のご意見がございました。自由意見欄を追加いたします。

なお、放課後の居場所や学童クラブのご意見については、その自由意見欄に表現できるように自由意見欄の場所について確保して設定したいと思います。

⑩番の「職場の両立支援制度」ですけれども、こちら先ほどありましたとおりの宛名のお子様だけの調査であるということから、就学前児童の保護者のみと設定させていただきます。

続きまして、資料2-2、2-3がニーズ調査ということで、就学前児童の保護者用と小学校1年生、2年生の保護者用となっております。表紙には、いただいたご意見が支援の充実に活かされるということを説明しております。おめくりいただきますと、制度の考え方、そして「回答にあたってのお願い」を入れまして、まずは3ページのところにありますように回答方法を示しています。ここには、後ほどサイトURL、そしてQRコードが入ってまいります。4ページからが設問に入るわけですが、こちらはかなりのボリュームがありますが、ご協力をいただくことになります。

資料2-3は小学校1、2年生の保護者用ということで、設問を絞りまして回答していただく形になります。28問ございます。

本日机上配布資料の2-1と2-2になりますけれども、こちらは回答の際の参考資料

となります。「施設名・事業名」の説明、内容が入っていますけれども、その上に例えば「教育・保育事業（問15、問16、問17の説明）」にありますとおり、設問に合わせてここで出てくる施設や事業がどういったものかを確認するために利用いただく資料となっております。

**神長会長）** ありがとうございます。委員の皆様からいただきました意見等につきましてできるだけ対応するような形をとっております。

ただいまの説明につきましてご意見等がありましたらお願いいたします。

**委員）** 表現の問題ですが、資料2-2の見出しの部分、両括弧で「就学前児童の保護者用」という言葉がございます。その下に本文がありまして、本文の下から4行目のところに「小学校入学前のお子さん」という表現があります。まず「就学前」というのをどういう意味で使っているのかということ。もしこれを小学校入学というふうに考えるのであれば、就学後生徒って中学生を呼ぶのか。そんなふうには呼ばないですよね。実は文部科学省が小学校入学イコール就学だと言っています。でも、世の中一般は、学校に入ったら就学と思っている。学校教育法第1条で、学校は幼稚園から始まることになっていますから、「就学前」という言い方は私どもとしてはちょっと困ります。それから、「児童」という表現、これも伺いましたら、保育園の場合にはゼロ歳児が乳児で、その後が児童ということであります。幼稚園の場合は全部幼児になっています。

ですから、この「児童」という表現では、これは事実と相違いたしますので、変えていただきたいと思います。

**神長会長）** ありがとうございます。これに関して皆様のほうで何か。多分就学前児童というのは、児童が0歳から18歳で、その中の就学前という区切りだとは思いますが、ただ、「就学前児童」という言葉に対しては今ご説明のとおりだと思うので「就学前」と「小学校入学前」という表記と両方あるかと思いますが、皆様からご意見がもしありましたら。

一般にわかりやすいことが大事かと思いますが、事務局のほうではいかがでしょうか。

**子ども家庭課長）** ご指摘、ありがとうございます。皆様に伝わる表現というのがとても大事だと思います。ご指摘のとおり、「小学校入学前」という形、そして「子ども」という表現を含めて修正させていただきたいと思います。

**神長会長）** ありがとうございます。では、そのほかにご意見はございますでしょうか。

**委員）** 参考資料が内容として本当に参考になるのでいいのですが、何の問に関するものがもう少しわかりやすくなると良いと思いました。括弧の中で「問15、問16、問17の説明」というふうに書いてしまっているので、ここはすごく大事なんじゃないかなと

思うので、何かもう少しわかりやすく、問15、問16、問17を答えようとするときに迷ったときにこれを見るんだというのがわかるようにしていただけると参考資料を読んだ気になるなと思ってしまいました。調査票にも、もしここに関してわからないことがあれば、例えば問15に関する説明、参考資料がこちらについているというようなことが入っていると参考資料として生かしていただけるという気がいたしました。

**子ども家庭課長）** ありがとうございます。資料2-2の9ページをごらんいただきたいのですが、下のほうの四角のすぐ上に米印での表現は出したんですけども、今ご指摘のとおり回答する立場からのご意見はととてもありがたく頂戴します。この書いたところと、あと机上配布資料のほうがしっかりリンクするよう考えてみたいと思います。

**神長会長）** ありがとうございます。そのほかご意見はございますでしょうか。皆さん、ご意見を書いてくださっていらっしゃるの、よろしいでしょうか。

では、ありがとうございます。それでは、ニーズ調査につきましては子ども・子育て会議として第2回、第3回の会議で区に対して意見を述べさせてもらいました。11月には調査を実施することですので、今後最終的な調査票につきましては、今出てきました意見につきましては区のほうで修正してくださるとは思いますけれども、会長、副会長のほうでも少し確認をさせていただきたいというふうに思っております。

#### 1 議事 (3) 平成29年度港区子ども・子育て支援事業の進捗状況について

##### (4) 平成29年度港区子ども・子育て会議答申に対する区の対応について

**神長会長）** それでは、議事の(3)、(4)です。事務局のほうから説明をお願いいたします。

**子ども家庭課長）** 資料3と資料4をご説明いたします。上に太字で示したとおり第1回の子ども・子育て会議で寄せられたご意見についてまとめたものとなっています。まず資料3は、平成29年度港区子ども・子育て支援事業の進捗状況についてのご意見の一覧になります。

基本方針の1番「教育・保育施設の充実」になります。こちらは、確認事項やご意見が寄せられており、それぞれ回答を示したものとなっております。

2番の「地域子ども・子育て支援事業の充実」でございます。こちらも確認事項の部分、実績について回答を示しております。

基本方針4番の「子ども・子育て支援の質の確保」のところでございます。こちらは、無償化における今後のあり方などについてのご意見を頂戴しております。対応するご意見

等を示しているところでございます。

5番の「産後休業及び育児休業後における円滑な事業利用の確保」でございます。こちらにも、確認事項、ご質問をいただいております。対応した回答を示しております。

6番につきましては「特別な支援が必要な家庭や子どもの施策の充実」ということで、4ページにわたってですけれども、こちらは確認の手法ですとか実態についてのご意見、ご質問でございます。対応すべき内容を整理したところでございます。

7番です。「ワーク・ライフ・バランス実現のための環境整備」となります。

こちらにも主に確認事項となっております。それぞれに対しての回答を示しております。

9番です。「子どもの健全な育成に向けた施策の推進」ということでございます。こちらにも、それぞれ確認事項に対しての数値を示しております。

以上が資料3になります。

次に、資料4になります。こちらにも、第1回の資料に対し寄せられた意見についてまとめたものです。柱が基本方針1から9までございましたけれども、基本方針1に対してはご意見、過大な空き定員を待機児童解消につなげるということで、具体的方向を示す必要があるというご指摘でございました。区としては、具体的な1つとして、開設後間もない保育園の空きクラスを活用して、待機児童の特に多い1歳児の受け入れ事業などの事例などを入れながら回答を記載しております。

2ページ目も基本方針1です。ご意見は、園庭の設置計画を求めるべきというもの、そして保育園バスの検討をしてほしいということ、さらに区としてのサポート方法及び室内での効果的な運動も指摘されております。それぞれに対して、園庭を設置するよう働きかけることや、送迎バスの移動支援については今後検討していきたい旨、さらに室内の効果的な運動につきましては、巧技台を利用した運動やリトミックの実施など、そういったものを記載しております。

3ページ、基本方針3になります。芝浦アイランドこども園に3歳児の1号認定の定員が用意されていないとのご指摘をいただいております。芝浦アイランドこども園の移行の際の制約などの記載と、現在の定員設定を行っている状況となります。

4ページになります。私立保育園職員対象の研修内容についてです。内容につきまして回答欄に記載しております。

5ページになります。基本方針4です。区独自の資金補助についての検討でございます。

6ページになります。適切な対応、効果的な療育に具体性が欠けているということで、発達障害等特別な支援が子どもに対しての支援、そして誤解のないように表記を改めると

いう記載をしています。

7ページ、基本方針8になります。プレーパークなどあそびのきちの開催について検討している内容についてのご質問に対し、回答を記載しているところでございます。

最後、8ページになります。基本方針9でございます。公園名や施設の設置などの具体的な計画について回答欄で記載をしております。「その他」のところ、平成29年度港区子ども・子育て会議答申という名称でよいのかということとして、検討した結果、以下のとおり訂正をします。港区子ども・子育て会議答申（平成30年3月23日付）、内容は「平成28年度港区子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について」に対する区の対応についてという形として訂正したいと思います。こちらにつきましては、またこれからご意見を頂戴しますけれども、修正版を改めて作成をいたしまして、次回、1月の子ども・子育て会議にお配りしたいと思います。

説明は以上です。

**神長会長）** ありがとうございます。ただいまの説明について皆様からご意見をいただきたいと思っております。

**委員）** 資料3の2ページ目、2「地域子ども・子育て支援事業の充実」の（9）の①「病児・病後児保育の充実」のところで、5室の平均利用率が70.7%というのが、病気の流行のない日もあるので利用状況の評価をどう捉えているのでしょうか。それと、パーセントで言いますと36%が利用できなかった点について、今後病児・病後児保育をふやすべきと私は考えるのですが、その辺をどのようにお考えでしょうか。

**保育課長）** 5室の平均の利用率は70.7%ですが、港区内は病児保育室と病後児保育室とそれぞれがございまして、病後児保育室につきましては平均利用率が少し低い状況になっております。そのほか、病児保育室全体としましては80%を超えるような形で、平均すると高い利用率になっており、エリアによりましては90%を超えているケースもあります。病児保育室のニーズというものは増加傾向にあるというふうに考えております。今後の増加についてですが、平成29年度に1つ高輪地区で12月に新たに開設をさせていただいたところでございます。こちらの利用率は大体80%ということで、開設当初から多くの方にご利用をいただいているところでございます。また、30年4月に赤坂地区で病児保育室を1施設開設している状況になっています。利用ができなかった方への対応ですが、インフルエンザの流行期などには希望が集中してしまうようなケースがありまして、区では訪問型の病児保育の利用料の助成というものを新たな仕組みとして構築しております。まだまだ実績が上がっていないというところもございますので、訪問型の病児保

育の利用料助成制度の普及に努めてまいりたいと考えております。

**神長会長)** ありがとうございます。よろしいでしょうか。

**委員)** はい。

**神長会長)** そのほかにございますでしょうか。

**委員)** 3ページ目の4「子ども・子育て支援の質の確保」で、(1)の⑧「保育施設の  
確認制度の着実な運用」というところです。補食、夕食代が保育園の場合はあると思うん  
ですけれども、公立保育園では補食、夕食代というのは延長保育料以外に取っていないの  
か。私立保育園は自由設定になっているが、その辺をお教えいただきたい。

**保育課長)** 区立の保育園は、保育園保育料以外に実費を負担していただくということ  
はございません。ただ、私立保育園の中では実費という形で夕食代を設定しているようなケ  
ースがあり、重要事項説明書という入園の際にごらんいただく書類の中でご理解をいた  
くような形になります。区として、事前に保育園、認可保育園につきましてはこのような  
ケースもありますということをご丁寧に説明していきたいと考えており、保育園の入園のご  
案内等への反映ということで対応を考えているところです。私立認可保育園では、例えば  
紙おむつは園のほうで用意してほしいというような場合は負担いただくようなケースもあ  
ることは把握しています。

**委員)** 資料4、2ページの一番上の小さい四角ですけれども、「新規開設予定事業者に  
対しては、事前協議の段階から園庭の重要性について丁寧な説明を行い、園庭を設置する  
よう働きかけています」とある。今回来年4月開設のところではこれが生きていないわけ  
ですから、ぜひこれが生きるように次から株式会社は園庭がないばかりということがな  
いようにぜひお願いをいたしたいと存じます。資料の3、一番お願いしたいことは区民に  
対する公平性ということ。保育園に行かれていらっしゃるお子さんも、公立幼稚園に  
通っているお子さんも、私立幼稚園に通っているお子さんも、またどこにも通っていない  
在宅のお子さんもいるわけです。現在の仕組みが保育園のお子さんに非常に手厚い措置が  
されているということは悪いことじゃないと思います。ただ、区立幼稚園あるいは私立幼  
稚園はそれよりもはるかに弱いんです。それから、0、1、2歳で在宅で育てていらっし  
やる方にはほぼ何の手当もないということは、これは非常におかしいことだと思います  
ので、そこら辺まで目を配った施策の展開をお願いしたいと思います。

給食費のことで質問があったようですけれども、給食費については国のほうで基準が定  
められて、公定価格にどこまで入れるということは決まっているはずですから、これをそ  
のとおりやればいいわけで、私立の一部は給食費を徴収しているというようなことはあり

得ないことだと思うのですが、そういうことがどうして起こるのでしょうか。

2 ページで、藤田委員が公定価格のことを結果的には質問しているのですが、無償化の質問で、ここは幼稚園のところ、「国が設定する無償化対象額」という答えが区のほうからされています。これがいわゆる公定価格なんです。私はいつも公定価格はどうなっているんだということをうるさく言っているわけですが、公定価格が無償化対象額であるのはそのとおりなんです。ただ、港区の場合は、それを相当オーバーする港区の補助がプラスされている。これも悪いことではない。悪いことではないが、これが先ほど言ったような格差が非常に大きいということが問題だというふうに思っております。あえて問題提起をさせていただければ、岩波新書に、保育園の先生方は十分ご存じだと思いますけれども、「保育崩壊」という新書が昨年出ました。ことし「保育格差」という新書が出ました。これは元毎日新聞の婦人記者であった小林未希さんという方が書いた2冊の本ですが、これを読むと衝撃的なことが出てくるのです。要するに、株式会社がどうやって認可を得て、それで補助をもらって、はっきり言っちゃうとどうやってもうけるかという、こういう話なんです。それが生々しく書かれているわけです。特に港区は公定価格に上乘せするような補助をしています。この上乘せ補助、人件費、どんなに出したって倍は出しませんよ、平均の。港区は多分20%増しだと思う。公定価格に20%増しで計算されるはずですよ。株式会社の保育士さんはそんなにもらっているかという、もらっていないですよ。そこでもうけているのです。そこでもうけて、それで保育園の外にそのお金を持ち出しているということがその新書では指摘されています。新規開設事業にそれを投入するというのが一番多いケースだというふうに書かれていますけれども、そういうことが起こっているんです。はっきり言うと、港区で株式会社が認可をとって保育所を経営したらもうかるのです。だから、次々に入ってくるのです。これをどう考えるかなんです。これは一朝一夕にはならないことですが、一応今後の課題としてご検討いただきたいと思えます。

**神長会長)** ありがとうございます。貴重なご意見だと思います。

**委員)** 先ほど補食、夕食代について話が出ていたのですが、幼稚園や私立の保育園と区立の保育園の違いですけれども、ただ国の基準では、区立というか、公立の保育園は保育料の中に含まれていて、それ以外は実費を払っているということになっていると思うのですが、幼児教育無償化が実際なったときにこれがどうなるかというのが、今、国の子ども・子育て会議でちょうど議論しているところだとは思いますが、港区としてはこれをどうするというのを今のところ見解があるのか。国の議論とは別に設定する自治体も出てくる

と思うのですが、何か今のところでの港区内での議論とかご見解があれば教えてください。

**保育課長)** ご指摘のとおり、国のほうでは幼児教育の無償化という議論の中であわせて食事代についてどのように取り扱うかというところについての議論がなされていて、検討が進められているという話は聞いております。区の考え方としては、基本的には保育料の中に今は含めているという考え方をとっておりますけれども、幼児教育の無償化における国の動向というものを踏まえながら、今後検討していくということで考えております。

**神長会長)** 幼稚園の場合はどうでしょうか。

**教育企画担当課長)** 幼稚園では、今現在のところいわゆる給食とかそういったものはやっております。

**神長会長)** そもそもこの児童福祉法と学校教育法の成り立ちが全然異なるということとです。そもそも保育園の中で食事を出すといったときには、本当に戦後の昭和22年くらいにできた法律で、やはり福祉なので衣食住というところの食に関してはとても手厚くという補助の制度があります。学校教育は教育を受けさせたい方が入れるので食事は自前で持っていらっしゃいという、それをずっと伝統的にやってきたのです。ですから幼保の二元というのができた当時は保育園に通う人たちが本当に2〜3%だと思います。幼稚園に通う子どもたちも10%にも満たないときにできた法律ですので、そういう意味では根本になるところが違うということと、ただ色々な経緯の中でプラスしてきたりとかそろえていきましょうというような形で動いたりで、今回の公定価格もそうですけれども、できるだけ就学前の教育・保育については一緒に考えていましょうという形でようやく動き出したところかと思えます。幼稚園の場合はどうかとか保育園の場合ではどうかとか私立ではどう違うのか、そういうことを知っておくことは大事だと思いますが、だからといってすぐにどうするということができなくて、やっぱりそこは福祉の制度ですので手厚くするというのが考え方だと思います。

**委員)** 資料3の2ページの4番の私立幼稚園の保育料等の格差解消のための補助金について、こちらの回答を読みますと国の無償化が行われたとしても保護者負担軽減のための補助金を継続されると読めるのですが、そのように理解してよろしいでしょうか。

**教育企画担当課長)** こちらは、まず平成31年度から無償化が実際にどこまでが対象で、財源がどのように区に入ってくるのか、そういったものがまだはっきりしていないような状況でございますので、その辺を見極めた上で具体的にどの程度の規模になるのか検討していきたいと思っております。この無償化が行われるからといって、まるっきりこの制度がなくなるという想定は、現時点ではしていないということでもあります。

委員) ありがとうございます。

委員) 資料3の5ページ目の7番「ワーク・ライフ・バランス実現のための環境整備」で、「事業所内保育園は園庭があるか」という質問に対して答えていただいているが、「認可保育園と同等の面積基準を満たした園庭を設けており」ということで、面積基準がどれぐらいなのか教えてください。

保育・児童施設計画担当課長) 2歳以上で1人当たり3.3平米でございます。

委員) 資料4の4ページ目です。質問の中で「私立保育園職員対象の研修内容を具体的に記載すべき」の回答にプラスして、今年4月から巡回指導員を3名区のほうで確保していただいて、私立保育園ですと40近い保育園があるんですけども、そこにかかなりの頻度でベテランの保育士、園長をされていた方が巡回をして各園にアドバイスをしている事業を行っています。これは、私立保育園にとっては経験年数が少ない保育園もありますので、適切なアドバイスをいただいて、とてもいいという意見が私立保育園の園長会の中でも上がっていますので、そこも加えていただきたい。

神長会長) ありがとうございます。追加ということよろしいでしょうか。

保育課長) はい。

神長会長) あと、よろしいでしょうか。皆様にご協力をいただいて時間がちょうど8時少し前になりました。次回に今日のご意見を踏まえて修正したものを提出していただくということをお願いしたいと思います。

## 2 その他

神長会長) それでは、その次に「その他」になりますけれども、事務局から何かございますでしょうか。

子ども家庭課長) 次回の会議でございます。来年1月24日、木曜日です。本日委員の皆様には席上に開催通知を置かせていただいております。場所は今日と変わります。港区役所本庁舎の9階の911～912となっておりますので、お間違えのないようお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いたします。

神長会長) それでは、予定の時間になりますので、これにて第3回の港区子ども・子育て会議を終了させていただきたいと思っております。

皆様、大変お疲れ様でした。ありがとうございました。

— 了 —